

居宅介護支援

重要事項説明書

令和6年4月1日施行

リバーヒル長井介護支援サービスセンター



居宅介護支援重要事項説明書

利用者に対し居宅介護支援を行うにあたり、厚生省令第38号第4条に基づき、当事業者が利用者並びに代理人に説明すべき事項は次の通りです。

1 当事業所の概要

(1) 運営法人

名称及び種別	社会福祉法人 長井弘徳会
所在地	山形県長井市寺泉 3525-1
代表者	理事長 伊藤 啓
電話番号	0238-84-7575

(2) サービス提供事業所

名称	リバーヒル長井介護支援サービスセンター
所在地	山形県長井市寺泉 3525-1(老人保健施設リバーヒル長井)
電話・FAX	電話:0238-88-1011 FAX:0238-83-2123
管理者	鈴木幸子
指定番号	0671500049

2 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

リバーヒル長井介護支援サービスセンターは、介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送られるよう、適切な居宅介護支援を行うことを目的とする。

(2) 運営の方針

- ① 介護支援専門員は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。
- ② 介護支援専門員は、利用者の心身の状況その他置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供されるように配慮し努めるものとする。

- ③ 介護支援専門員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に行うものとする。
- ④ 事業所は、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅支援事業者、介護保険施設等の連携に努める。
- ⑤ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努める。
- ⑥ 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- ⑦ 介護支援専門員は正当な理由なく在職中及び退職後においてもその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことはなく、利用者または家族の個人情報については個人情報保護法及び就業規則の個人情報保護規定を遵守するとともに、事業所が得た利用者または家族の個人情報については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- ⑧ 事業所は感染症及びまん延防止のための措置として以下の項目について実施していく。
- ・感染症及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し介護支援専門員に周知徹底を図る
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ・介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練(机上訓練を含む)を定期的実施する。
 - ・上記について適切に実施していくため担当者として管理者を充てる。
- ⑨ 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の項目について実施していく。
- ・虐待の防止のための対策を検討する会議
 - ・虐待の防止のための指針の準備
 - ・従業者に対し虐待の防止のための研修会の開催
 - ・上記について適切に実施していくため担当者として管理者を充てる。
- 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

⑩男女雇用機会均等法における適切なハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、就業規則別冊「ハラスメント防止対策規定」により適切ハラスメント対策を行う。

⑪身体的拘束の適正化

身体的拘束等の適正化を図るため、次のとおり必要な措置を講じるものとする。

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- ・身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- ・上記について適切に実施していくため担当者として管理者を充てる。

⑫業務継続計画の策定)

- ・感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、また、早期の業務再開を図るための「業務継続計画」(BCP)を策定するとともに、当該計画に従い、必要な研修及び訓練を実施する。

3 職員の職種、職員数及び職務内容

(介護支援専門員一人あたりの標準担当件数を 44 件とする。)

区分	常勤	非常勤	職務内容	計(人)
管理者	1名		事業所管理運営業務 ケアプラン作成等支援業務	1名
介護支援専門員	3名以上		ケアプラン作成等支援業務	3名以上

4 営業日/休業日および営業時間

(営業日) 平日	8時30分～17時30分
(休業日) 土・日・祝祭日 年末年始(12/31～1/2)	緊急時の場合、リバーヒル長井にて連絡対応いたします。 ※緊急連絡先 介護老人保健施設リバーヒル長井 0238-84-7575

5 居宅介護支援の提示方法及び内容(サービス内容等の記録作成・保存)

- (1)居宅サービスの計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の居宅介護サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅介護サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

- (2) 事業者は利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう協力を求めることとします。
- (3) 介護支援専門員が居宅サービス計画作成のために居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス事業者等の担当者を招集して行う会議(以下「サービス担当者会議」という)の開催、もしくは居宅サービス等の担当者に対する照会等により、自己の作成した居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を聴取します。感染防止や多職種連携の促進の観点から、サービス担当者会議について、必要と判断された場合には利用者又はその家族の同意を得てテレビ電話など ICT の活用が可能になります。
- (4) サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
- (5) 一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、申し出があった場合交付します。
- (6) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
- (7) サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。なお、諸記録の保存については電磁的保存により行う事ができるものとする。
- (8) 事業所の運営規定の概要、介護支援専門員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を記載した書面を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できる形で据え置くことにより、掲示に代えることができる。

6 利用料金

要介護認定等を受けた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納により法定受領ができなくなった場合は、下記の料金を一旦お支払いいただきます。その際、当事業所からサービス提供証明書を発行いたしますので、その証明書を後日住所地の市町村に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

①基本料金

項目	金額
要介護 1、2	10,860 円
要介護 3、4、5	14,110 円

②加減等加算

項目	金額
初回加算	3,000 円
特定事業所加算(Ⅰ)	5,190 円
特定事業所加算(Ⅱ)	4,210 円
特定事業所加算(Ⅲ)	3,230 円
特定事業所加算(A)	1,140 円
特定事業所医療介護連携加算	1,250 円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500 円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000 円
退院・退所加(Ⅰ)イ	4,500 円
退院・退所加(Ⅰ)ロ	6,000 円
退院・退所加(Ⅱ)イ	6,000 円
退院・退所加(Ⅱ)ロ	7,500 円
退院・退所加(Ⅲ)	9,000 円
通院時情報連携加算(実施月・1回まで)	500 円
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円
中山間地域等における小規模事業所加算	基本単位数の 10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	基本単位数の 5% (実施地域以外)
特定事業所集中減算	-2,000 円
運営基準減算 ※運営基準減算が2ヶ月以上継続している場合は算定しない	基本単位数の 50%

その他の料金 ・交通費

介護支援専門員が利用者を訪問するための交通費を負担していただく場合があります。

○隣接市町村 片道500円 ○近隣市町村 片道1000円 ○それ以外 実費

7 通常の実施地域

・長井市

8 サービスの内容に関する相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している

各サービスについての相談・苦情については、下記で承り対応いたします。

担当者名	リバーヒル長井介護支援サービスセンター 鈴木幸子
連絡先	電話:0238-88-1011 FAX:0238-83-2123

担当名	社会福祉法人長井弘徳会
連絡先	電話:0238-84-7575 FAX:0238-84-7718

- ①サービス事業者には苦情報告と改善について指示を行います。
- ②利用者が、居宅サービス事業者に対する苦情を国民健康保険団体連合会に申し立てる場合、必要な援助を行います。
※苦情や相談は長井市福祉あんしん課(0238-82-8011)、国民健康保険団体連合会(0237-87-8004)でも受付しております。
- ③サービス事業者が苦情へ対応を行わない場合、または改善がなされない場合は、利用者には説明し、他のサービス事業所の選択についても検討していただく場合がございます。

9 事故発生時の対応及び損害賠償

- (1)事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供にあたり、事故が発生した場合は速やかに山形県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- (2)事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供に伴って、自己の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産等に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

10 その他

計画対象期間中に下記に該当した場合は、速やかに事業者にご連絡してください。連絡がない場合、法定代理受領の取り扱いが出来ず、利用者が費用を立て替えなければならない等のご不便をおかけすることになります。

- ・計画対象期間中に介護保険被保険者証の記載内容に変更が生じた場合。
- ・同期間中に、要介護認定の申請(更新申請・区分変更申請・サービス種類指定変更申請)を行った場合。
- ・生活保護が開始または廃止される場合。

- ・各種の利用者負担減免に関する決定等に変更が生じた場合。
- ・事前に居宅介護支援事業所を通じて調整を行わずに、居宅サービス計画外のサービスを受けた場合。
 - （例）急な短期入所生活介護等（ショートステイ）の利用
- ・サービス事業者や種類が、居宅サービス計画と異なることになる場合
 - （例）「訪問看護」のターミナルケア加算等の適用があった場合。
 - 「訪問看護」において主治医等の特別な指示があり、医療保険適用となる場合。

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本紙面にに基づき重要な事項を説明致しました。

令和 年 月 日

事業者	所在地	〒993-0061 山形県長井市寺泉 3525-1
	名称	社会福祉法人長井弘徳会 リバーヒル長井介護支援サービスセンター
	説明者氏名	介護支援専門員 _____

私は、契約書及び本紙面により、事業者から居宅支援についての重要事項の説明を受け同意しました

令和 年 月 日

利用者		続柄	本人
代理人・家族		続柄	